

58—00 P U D T

判定

1. 判定制度とその趣旨

判定制度とは、特許庁が、請求に応じて、特許発明や登録実用新案の技術的範囲、登録意匠やこれに類似する意匠の範囲、商標権の効力の範囲（以下、58—00から58—03において、「特許発明の技術的範囲等」という。）について、中立・公平な立場から公的な見解を表明する制度である（特 § 71）。その制度の趣旨は、特許庁が、請求に応じて、特許発明の技術的範囲等について公的な見解を表明することにより、法の目的に適合した発明の保護及び利用等を図り、併せて紛争の未然の防止又は早期の解決に資することである。

特許権を例に説明すると、特許権者は、業として特許発明を実施する権利を専有し（特 § 68）、その権利の効力は、広く第三者にも影響を及ぼす。しかも、特許権者は、その特許権の存続期間満了による消滅後であっても、存続期間中の第三者の侵害行為に対する損害賠償の請求をすることができる。

そして、特許権を巡っては、例えば、次のようなことが生じる。

- (1) 特許権者が、第三者の特許発明又は第三者が実施している技術などについて、それが自己の特許発明の技術的範囲に属するものであるか否かを知りたい。
- (2) 特許権者でない者が、開発投資ないし事業の実施の計画中あるいは現実に実施中の技術について、それが特許権者の特許発明の技術的範囲に属しないものであるか否かを知りたい。

このようなときは、問題となっている特許発明の技術的範囲についての判断が、高度に専門的、技術的知見を有する者によって、中立な立場で迅速にされること、しかもその判断を求める者が、それを容易に利用することができること、それによって法の目的に適合した発明の保護及び利用を図り、併せて紛争の未然の防止又は早期の解決に資することが有益である。

このため、請求に応じて、特許権の設定に関与した特許庁が、その高度な専門

的、技術的知見を生かし、その特許発明の技術的範囲について公的な見解を表明する制度が、特 § 71 の規定を根拠法令とする判定制度である。

以上は、特許権に係る判定制度とその趣旨について説明したが、実用新案権、意匠権及び商標権に係る判定制度においても同様である。

2. 判定の性質

判定は特許発明の技術的範囲等についての特許庁の公的な見解の表明であって、鑑定的性質をもつにとどまり、それには、何らの法的拘束力はなく、行政不服審査法における行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為にあたらぬ（行政不服審査法 § 1）。

しかし、高度に専門的・技術的な行政官庁である特許庁が行う鑑定であるから、事実上、社会的にみて十分尊重され、権威ある判断の一つであると考えられている（名古屋高金沢支判昭 42.6.14（昭 41（ネ）137 号））。

3. 標準必須性に係る判断のための判定

特許権に係る判定では、特許発明が特定の標準に必須であるかどうかの判定を求めることができる（標準必須性に係る判断のための判定）。標準必須性に係る判断のための判定については、58—04 で説明する。

（改訂 R1.6）